

# 労働徳島



No.117

発行 徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地  
TEL 088-621-2346 FAX 088-621-2852 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/>

令和3年12月3日発行

## 徳島県はぐくみ支援企業を認証しました！

### 徳島県はぐくみ支援企業認証制度とは

次世代育成支援の一環として、子どもを産み育てながら働き続けることができる「子育てに優しい職場環境づくり」に積極的に取り組まれている企業等を、徳島県が「はぐくみ支援企業」として認証する制度です。

### 最近の認証企業一覧

新たに認証された子育てにやさしい職場環境づくりに積極的に取り組まれている企業（団体）です。

企業名	業種	企業名	業種
株式会社マルハ物産	農産物加工食品の輸入、製造、販売、缶詰類の製造、販売	医療法人輝樹会	歯科医院
株式会社栄進産業	製造業（金属加工業）	特定非営利活動法人グリーンバレー	まちづくり
医療法人鳴門歯科	歯科医院	特定非営利活動法人とらまる保育園	保育所
ニタコンサルタント株式会社	建設コンサルタント	医療法人ひなた	医療・福祉
社会福祉法人仁栄会	障害者の生活支援及び障害児の発達支援、相談等	株式会社豊結会	介護・障害福祉事業
株式会社リハホワイト	介護・障害福祉事業	アービック有限会社	保険業

はぐくみ支援企業の認証を取得して、イメージアップをしてみませんか？  
年度末には、特に優れた取組を行った「はぐくみ支援企業」を知事が表彰します。

### 応募方法

次の書類を、県労働雇用戦略課まで御提出ください。郵送、持参、電子申請いずれでも結構です。

- はぐくみ支援企業認証申込書 ● 「一般事業主行動計画」の写し
- 「一般事業主行動計画策定・変更届」の写し（労働局の受理印のあるもの）

申込書の様式は、県のホームページからダウンロードできます。

### ▼ ご応募・お問い合わせ先 ▼

郵送
持参
 〒770-8570 徳島市万代町1-1 TEL：088-621-2344  
電子申請
 徳島県商工労働観光部 労働雇用戦略課 働き方改革担当 FAX：088-621-2852

### CONTENTS ▶▶

徳島県はぐくみ支援企業を認証しました！	1	ファミリー・サポート・センターについて	5
とくしま働き方フォーラム	2	建設アスベスト給付金制度について	6
「合同労働相談会」を実施します！	3	高等職業訓練促進給付金のご案内	7
「手ぶらでテレワーク」簡単トライアル無料プラン	4	徳島県の最低賃金	8

## INFORMATION

# とくしま働き方 フォーラム 2022

いまだからこそ探ろう それぞれの未来

日時 | **2022.2.10 THU**

場所 | **テレワークセンター徳島**  
徳島市南島田町2丁目25番地 / 無料駐車場あり

10:00~12:00 | **在宅ワークマッチング**

(徳島県内で養成された自営型テレワーカーのを対象)

13:00~13:30 | **開会挨拶・とくしまテレワーク講座修了式**

13:30~14:20 | **講演(オンライン参加が可能です)**

## ポストコロナ時代のテレワーク 企業が、働く人が、地域が目指すべきこと



**田澤 由利(たざわ ゆり)氏**

株式会社テレワークマネジメント / 株式会社ワイズスタッフ代表取締役  
奈良県生まれ、北海道在住。

[経歴] 上智大学卒業後、シャープ(株)に入社。フリーライター経験を経て、1998年、夫の転勤を機に、在宅でも働ける会社を作りたいと、(株)ワイズスタッフを設立。2008年には、柔軟な働き方を社会に広めるために、(株)テレワークマネジメントを設立。東京にオフィスを置き、企業等へのテレワーク導入支援や、国や自治体のテレワーク普及事業等を広く実施している。

国の会議にも委員やアドバイザーとして数多く参加し、現在は、地方創生テレワーク検討会議、総務省「ポストコロナ」時代におけるデジタル活用に関する懇談会など、コロナ禍における政策検討会議に参画している。

[主な表彰歴]

- 2015年 総務省「平成27年度情報化促進貢献個人等表彰」を受賞
- 2016年「テレワーク推進企業等厚生労働大臣表彰」個人賞受賞
- 2020年 文部科学省 地方教育行政功労者表彰
- 2021年 第66回前島密賞(公益財団法人通信文化協会)

14:30~16:00 | **オリエンテーション+個別相談会・ワークショップ**

### 徳島労働局 共催企画「ワークスタイル・イノベーションを考える！」

飛び交う“働き方”にまつわるキーワード。どれから手をつけるか何が重点なのかはそれぞれです。まずは課題傾向をつかみ、いま気になるテーマについて情報収集しましょう!

14:30~15:00 | **とくしまテレワーク講座受講生交流会**(※令和3年度とくしまテレワーク講座の受講生が対象です)

16:00 | **閉会**

[お問合せ・お申込み]

**テレワークセンター徳島** (10:00~17:00 ※土日祝除く)

〒770-0053 徳島県徳島市南島田町2丁目25番地(旧徳島テクノスクール理美容科棟2F)

TEL | 090-3187-9845 MAIL | info@tokushima-telework.jp

URL | <https://www.tokushima-telework.jp/>

[主 催] 徳島県、テレワークセンター徳島 [共 催] 徳島労働局



## INFORMATION

## INFO

**相談無料 「合同労働相談会」を実施します！**

徳島県内において、個別労働関係紛争の解決に向けた業務を行う関係機関による「合同労働相談会」を実施します。

- 日時 令和3年12月12日(日) 午後1時から午後4時30分まで  
(受付 午後0時45分から午後4時まで)
- 場所 徳島市シビックセンター [アミコビル4階] (徳島市元町1-24)
- 内容 解雇 賃金・残業代未払 配置転換 嫌がらせなどの労使トラブル  
※当日会場で受け付けしますが、事前予約のある方を優先します。
- 事前予約 徳島県労働委員会事務局 労働相談ダイヤル 電話088-621-3234  
(令和3年12月10日(金) 午後3時まで)

【参加機関】 徳島県社会保険労務士会、徳島労働局、徳島県商工労働観光部労働雇用戦略課、徳島県労働委員会

【協力機関】 法テラス徳島

お気軽に  
ご相談ください

## INFO

**労働委員会委員による  
「出前講座」募集中**

労働委員会では、労働法の基礎知識（ワークルール）を身につけ、労使トラブルを未然に防ぐため、高校生や大学生、専修学校生等を対象として、当委員会の委員による出前講座を無料で実施しています。

また、より良い労使関係の構築に役立てていただくため、使用者(経営者) 向けの出前講座も無料で実施しています。

出前講座を希望される企業・団体等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

労働委員会事務局 (電話088-621-3231)

## INFO

**労働委員会委員による  
労働相談**

公益委員(弁護士など)、労働者委員(労働団体役員など)、使用者委員(会社経営者など)の3人の委員が、面談で相談に応じます。相談は無料で秘密は厳守します。

- ・原則毎週木曜日
- ・午後2時～午後4時
- ・電話088-621-3234  
(事前予約制)
- ※受付は相談日前日の午後3時まで



予約サイト

**令和3年度 社労士会セミナーを開催しました！**

令和3年10月15日(金)、徳島県と徳島県社会保険労務士会の共同開催により、社労士会セミナーを開催し、多くの方にご参加をいただきました。



- 場 所 徳島グランヴィリオホテル
- 内 容  
「高齢者雇用に向けた、これからの人事戦略」  
講師 社会保険労務士・人事労務コンサルタント 大津章敬  
※徳島働き方改革推進支援センター個別相談会を同日開催。

令和3年4月から施行  
「改正高年齢者雇用安定法」について  
詳しくはこちらから！

厚生労働省ホームページ  
「高年齢者雇用安定法の改正～70歳までの  
就業機会確保～」





## INFORMATION

## テレワークセンター徳島からの御案内



# 「手ぶらでテレワーク」 簡単トライアル無料プラン

いきなりの在宅勤務  
不安が多い？



試せます！

- ・労働時間のマネジメントができるか。
- ・テレワーク実践者と社内勤務者間でコミュニケーションロスはないか。
- ・テレワーク導入に向けての課題はなにか。
- ・社外でも社内と同等に仕事ができるとはどういうことか。



まずは設備の整った専用スペースで  
オフィスと遠隔でつながって  
勤務してみませんか？

※ 基本ツールとは、zoom、TeamViewer、GoogleWorkspaceなどですが、その他サポート必要なツールなどについてもご相談ください。当日の急なお申し出には対応しかねますので、必ず事前にご相談ください。

## ご利用の流れ

### お申し込み方法

お電話かメールでお申し込みください(メールの場合は件名に「手ぶらでテレワーク」と記載ください)  
後日、テレワークアドバイザーが詳細についてご連絡させていただきます。  
☎ 090-3187-9845 ✉ info@tokushima-telework.jp

ご予約当日 テレワークセンター徳島にお越しください

### リモートワーク+研修コース

リモートワークと共にテレワーク関連のセミナーをオンデマンド視聴できるコースです。  
動画は10本以上。具体的なメニューについてはお問い合わせください。



### サポート付きリモートワークコース

テレワーク導入検討中などで、ツールの体験や社員のテレワークへの慣れも含めてトライアルしてみたい場合にご利用ください。  
ツールの使い方などをサポートいたします。



### 完全リモートワークコース

社外からリモートワークできる環境を構築済の企業様でテレワーク導入の課題の洗い出しや社員の在宅ワーク前のトライアルの場として活用したい場合にご利用ください。

### トライアル終了後

当日終了後には簡単なアンケートにお答えいただけます。  
後日、実践者、管理者それぞれにトライアルレポートの提出をお願いいたします。  
ご希望があれば、引き続きテレワーク導入支援をいたします。

とくしまスマートライフショーケース(テレワークセンター徳島内)は、徳島県内の中小企業様が、時間や場所を有効活用できる、多様で柔軟な働き方を実現するためにICTを活用することで、少しでも課題解決ができるよう支援しています。電子契約や電子印鑑をはじめ、業務の電子化などの各種無料セミナーや、出前講座、体験スペースを御用意。https://www.tokushima-smartlife.com/

令和3年度徳島県「柔軟な働き方「テレワークするんじょ!」事業」を受けて、スタンシシステム株式会社がICT導入を支援しています。

所在地:徳島市南島田町2丁目25番地(テレワークセンター徳島内)

## 県内企業の 導入事例

◆業種や規模、テレワーク導入目的がそれぞれ違う県内企業の取組事例のほか、徳島の企業が導入しやすいテレワークの提案について掲載しております。

冊子のお申込みはこちら→



INFORMATION

ファミリー・サポート・センターについて

徳島県は、子育て家庭を地域全体で支える体制を整備するため、ファミリー・サポート・センターによる子育ての相互援助活動の取組みを推進するとともに、病児・病後児保育対応等の機能強化を図っています。



子育て中の家族が安心して子育てができるよう、「支援を受けたい人」と「支援をしたい人」をつなぐ会員組織です。ファミリー・サポート・センターは、各市町村が実施している事業です。

お問い合わせ・お申し込み

県央エリア

**徳島**  
ファミリー・サポート・センター  
TEL 088-611-1551

**鳴門**  
ファミリー・サポート・センター  
TEL 088-683-0788

**板野東部**  
ファミリー・サポート・センター  
TEL 088-693-3033

**吉野川市**  
ファミリー・サポート・センター  
TEL 0883-22-2440

**阿波市**  
ファミリー・サポート・センター  
TEL 0883-30-3526

県南エリア

**阿南**  
ファミリー・サポート・センター  
TEL 0884-24-5550

**那賀町**  
ファミリー・サポート・センター  
TEL 0884-63-0114

**みなみ**  
ファミリー・サポート・センター  
TEL 0884-77-2111

**牟岐町**  
ファミリー・サポート・センター  
TEL 0884-72-1161

**かいよう**  
ファミリー・サポート・センター  
TEL 0884-74-3112

県西エリア

**美馬**  
ファミリー・サポート・センター  
TEL 0883-53-1108

**みよし**  
ファミリー・サポート・センター  
TEL 0883-72-7663

**東みよし町**  
ファミリー・サポート・センター  
TEL 0883-82-6306



INFORMATION

建設アスベスト給付金制度について

令和3年6月9日に、議員立法により「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が成立し、同月16日に公布されました。

特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律 概要

第1 趣旨

石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が石綿を吸入することにより発生する中皮腫その他の疾病にかかり精神上の苦痛を受けたことに係る最高裁判決等(※)において、国が労働安全衛生法に基づく権限を行使しなかったことは、労働者の安全及び健康の確保という同法の目的等に照らして著しく合理性を欠くものであるとして、国の責任が認められたことに鑑み、当該最高裁判決等において国の責任が認められた者と同様の苦痛を受けている者について、その損害の迅速な賠償を図るため、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給について定める

※最高裁判所平成30年(受)第1451号、第1452号令和3年5月17日第一小法廷判決
最高裁判所平成31年(受)第495号令和3年5月17日第一小法廷判決
大阪高等裁判所平成28年(ネ)第987号平成30年8月31日第四民事部判決

第2 対象者(特定石綿被害建設業務労働者等)

石綿にさらされる建設業務【表1】に従事することにより、石綿関連疾病(※)にかかった労働者又は一人親方等

【表1】

Table with 2 columns: 期間, 業務. Rows include dates from 昭和47年 to 平成16年 and descriptions of asbestos-related work.

※石綿関連疾病：中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚、石綿肺(じん肺管理区分が管理2~4)及び良性石綿胸水

第3 給付金の支給等

① 給付金の支給
国は、特定石綿被害建設業務労働者等又はその遺族に対し、【表2】の額の給付金を支給

【表2】

Table with 3 columns: No., 条件, 金額. Lists 7 categories of beneficiaries and their corresponding payment amounts.

② 権利の認定等

厚生労働大臣は、請求に基づき、給付金の支給を受ける権利を認定

- 短期ばく露、喫煙の習慣を有した者(肺がんにかかったものに限る)に係る減額
請求期限：医師の診断時・管理区分の決定時/死亡時から20年
差押禁止、非課税

③ 追加給付金の支給

症状が悪化した者に対し、追加給付金(【表2】における区分の差額分)を支給

④ 認定審査会

厚生労働大臣は「特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会」の審査の結果に基づき認定

第4 基金の設置等

独立行政法人労働者健康安全機構に、支払に要する費用に充てるために「特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金」を設け、給付金等の支払等の業務を行わせる

- 施行期日：公布後1年内で政令で定める日(基金等については、令和4年3月31日までの間で政令で定める日)
検討条項：国以外の者による特定石綿被害建設業務労働者等に対する損害賠償その他特定石綿被害建設業務労働者等に対する補償の在り方

お問い合わせ先
(労災保険相談ダイヤル)

相談窓口も設置しておりますので、必要に応じてご連絡ください。

0570-006031

※月曜日~金曜日8:30~17:15(土・日・祝日・年末年始はお休み)

※ご利用の際は、通話料がかかります。IP電話など、一部の電話からはご利用になれません。

INFORMATION

### 高等職業訓練促進給付金のご案内

～資格取得を目指すひとり親の皆さまの生活費を支援～



#### 対象となる人

- ひとり親の方で、
- ①児童扶養手当を受けている
- ②↑①と同等の所得水準にある方  
(例：お子さん1人の場合、1年間の収入が365万円未満)
- ③養成機関で6ヶ月以上の修業
- ④資格取得を目指す方

#### 対象となる資格の例

看護師・准看護師・保育士・介護福祉士・理学療法士・作業療法士・調理師・製菓衛生師・シスコシステムズ認定資格・LPⅠ認定資格など…

#### 支給内容

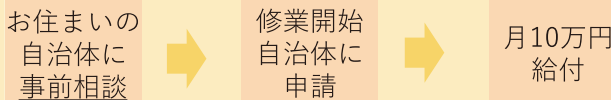
- 1 訓練期間中、月額10万円  
(住民税課税世帯は月額70,500円)  
※訓練を受けている期間の最後の1年間は支給額を4万円増額
- 2 訓練終了後、5万円を支給(住民税課税世帯は25,000円)

令和3年度中(令和4年3月31日まで)に養成機関での資格取得修業を開始された方は、

- 従来の1年以上の修業期間 → 6ヶ月以上で申請可能
- 6か月以上の訓練を必要とする民間資格の取得または対象講座を受講される場合も給付対象

※養成機関に入学が決まった時点で申請できます

#### 支給までの流れ



#### お問い合わせ先

##### 【市にお住まいの方】

徳島市(子ども健康課)	088-621-5122
鳴門市(子どもいきいき課)	088-684-1231
小松島市(児童福祉課)	0885-32-2114
阿南市(こども相談室)	0884-22-1677
吉野川市(子育て支援課)	0883-22-2267
阿波市(子育て支援課)	0883-36-6813
美馬市(子どもすこやか課)	0883-52-5606
三好市(子育て支援課)	0883-72-7648

##### 【町村にお住まいの方】

- 勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡にお住まいの方  
東部保健福祉局(徳島庁舎)  
地域福祉・こども家庭支援担当 088-626-8711
- 那賀郡、海部郡にお住まいの方は  
南部総合県民局保健福祉環境部(美波庁舎)  
防災・社会福祉担当 0884-74-7368
- 美馬郡、三好郡にお住まいの方  
西部総合県民局保健福祉環境部(三好庁舎)  
企画・地域連携担当 0883-76-0413



【厚生労働省HP】↑

高等職業訓練促進給付金のご案内

### 求職者支援制度のご案内

～再就職や転職に向けた支援～

- 求職者支援制度は、再就職や転職を目指す求職者の方が月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度です。
- 離職して雇用保険を受給できない方、収入が一定額以下の在職者の方などが、給付金を受給しながら訓練を受講できます。
- 給付金の支給要件を満たさない場合であっても、無料の職業訓練を受講できます。



申込み・相談・お問い合わせ先

所在地を管轄するハローワークまで

【厚生労働省HP】↑

求職者支援制度のご案内

INFORMATION

徳島県の最低賃金

824円

時間額

令和 3 年 10月 1 日から



守ってね！最低賃金。

徳島県最低賃金は、県内で働く全ての労働者に適用されます。



下記の産業には 特定最低賃金 が適用されます 発効日：令和 3 年12月21日

産業名	時間額(円)	適用除外される労働者
造作材・合板・建築用組立材料製造業	876	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 木材の結束、包装、箱詰め又は手作業による木材の研磨の業務 (4) 繊維板製造業及び床板製造業に従事する者
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	945	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切削くずの取り除き等の業務 (4) メリヤス針製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業に従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	911	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の業務 (4) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業及び電球・電気照明器具製造業に従事する者

UP! 中小企業の最低賃金の引上げを支援！ 業務改善助成金のご案内

「業務改善助成金」は、中小企業事業主が、生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステムの導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部（最大600万円）を助成する制度です。

※徳島県は事業場内最低賃金が時間額 824 円以上 854 円以下、かつ、事業場規模 100 人以下が対象

お問い合わせ・相談先

- 最低賃金は 徳島労働局労働基準部賃金室 (Tel 088-652-9165) 又は最寄りの労働基準監督署へ
- 業務改善助成金は 徳島労働局雇用環境・均等室 (Tel 088-652-2718) 又は 徳島働き方改革推進支援センター (Tel 0120-967-951)へ

